

交通事故被害者の心強い味方 後遺障害のスペシャリスト 行政書士サポートオフィス横浜



ホームページも充実。今後、相続遺言も手がけていきたいという

泣き寝入りする被害者を見て一念発起

昨年の交通事故の負傷者数は、神奈川県だけでも4万人を超える。事故は一瞬だが、その後遺症に苦しむ人は多い。行政書士サポートオフィス横浜は、横浜市内でも少ない、交通事故を専門とした行政書士事務所だ。代表の安藤優介さんは、特に被害者の強い味方となってくれる。

「加害者側では保険会社、弁護士、医師などが強いサポート体制を組むのに対し、被害者側は、一人で対応しなければならぬことが多い。そうした方たちのお役に立ちたくて」と安藤さん。

安藤さんがこの仕事を始めたきっかけは、法学部4年生の時に見たニュース番組だ。テレビには、ケガで苦しむ交通事故の被害者が泣き寝入りする場面が映し出されていた。

卒業を目前に控えるも、特にやりたいことも見つからなかった安藤さんだが、「この人たちが助けられる仕事につきたい」と強く思ったという。まず頭に浮かんだのは交通事故鑑定人だったが、理系の知識が必要ならめ、断念。そんな折、手に取った本で、行政書士が権利義務・事実証明に関する書類の作成で、交通事故の被害者のサポートができることを知った。「これだっ」。安藤さんは一念発起し、猛勉強をスタート。大学卒業後、1年半で行政書士試験に合格し、2001年12月に行政書士登録を行った。

その後知り合いの行政書士事務所へ業務のいろはを学び、交通事故業務を得意とする行政書士に指導を仰ぐなどして、着実に経験を積んでいった。02年7月に自宅開業し、10年1月に現在の事務所に移転。しかし、その2ヵ月後、当事者という立場で、交通事故と向き合わざるを得ない出来事が起こった。安藤さんの母親が追突事故に遭ったのだ。

母の交通事故で被害者の気持ちを体験

幸い大きな事故ではなかったが、母親は首の痛みや腰痛なども行うという。こうして異議申立の結果、認定にいたったケースは後を絶たない。

「事故は不幸な出来事でしたが、当事者としてかわられたことでひとまわり成長できた」と安藤さんは振り返る。

綿密に書類を精査し後遺障害認定を勝ち取る

後遺の頸椎ねんざ（むち打ち）や腰椎ねんざに苦しむ人は多いが、「後遺障害」が認められなければ原則として、後遺症による損害は一切請求できない。安藤さんのところでは、加害者側の保険会社にまかせたものの後遺障害を認められず、後遺障害に強い事務所を探して連絡してくる依頼者が少なくない。安藤さんは、まず認定されなかった書類を確認し、診断書の精査、医師への医療照会書の作成、MRIの撮影のアドバイスまでを

「聞き取りの熱心さが以前の弁護士さんとは全然違って。弁護士さんは、資料を渡したら『後はこちらで』と話を聞いてくれなかったんです。それで『ダメでした』の一言で終わり。お会いしてすぐに安藤先生なら信用できると思いました」

安藤さんは、依頼者の話を、まず全て聞くよう心がけている。

依頼者の都合を最優先するため、休みの月曜日に出勤することもしばしば。なかなかプライベートな時間がとれないが、人生のパートナーも募集中だ。



を訴え、継続的に通院。しかし、事故から4ヵ月後、加害者側の保険会社から治療費の打ち切りを知らせる文書が一方的に届いた。以降介入するという弁護士からも物々しい受任通知書が送られてきた。

「このような通知書が届いたら、普通の人は萎縮してしまうだろうな」と当事者の気持ちを改めて、ひしひしと感じたという。母親の腰痛が完治しなかったため、安藤さんは、後遺障害※を申請。14級に認定されたが、その後加害者側と裁判になり、示談までに2年半を要した。

全部はき出してすっきりしてもらってから、交通事故の発生から解決までの流れを説明し、現在依頼者がどの地点にいるのかから話し始めるという。

「規模を大きくするよりは、地元で『交通事故』といえば、あの事務所」と名前が挙がるようにしたい」と安藤さん。

これからも、地元に着着した町医者のような、お金儲けよりも被害に遭った人たちの幸せを願うような、そんな事務所を目指していきたいと考えている。



依頼者の話を真摯に聞く安藤さん。この依頼者は異議申立の結果、後遺障害14級9号の認定を受けることができた



交通事故発生から解決までの流れのわかるパンフレットや依頼者の体験談をまとめた冊子も作成している



- 事業所名：行政書士サポートオフィス横浜
- 所在地：〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-8-9 仲町台フェニックスコート508
- TEL：045-532-5125
- FAX：045-532-5126
- 設立：2002年7月
- 代表者：安藤優介
- 事業内容：交通事故・後遺障害に関する書類作成等行政書士業務
- URL：<http://jiko.main.jp/>
<http://jibai.main.jp/>
- E-Mail：ando@e-ml.net

※後遺障害：自賠責保険によって認められた後遺症で、傷害が治った後でも、体に残っている障害のこと